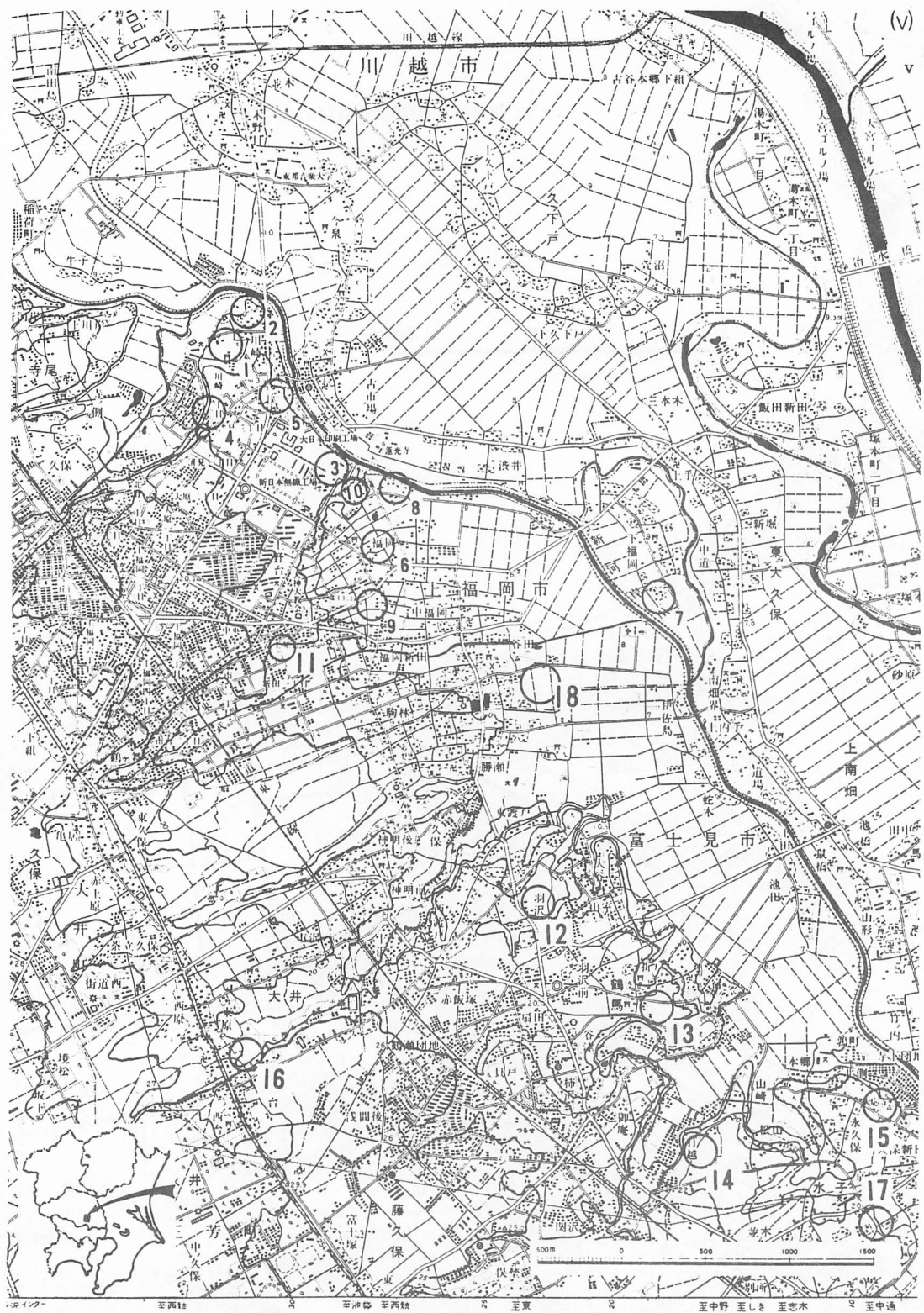




- 1.川崎遺跡 2.川崎貝塚 3.上福岡貝塚・権現山遺跡 4.川崎横穴群 5.ハケ遺跡
- 6.長宮遺跡 7.城山城跡 8.丸橋遺跡 9.松山遺跡 10.滝遺跡 11.富士見台横穴群
- 12.羽沢遺跡 13.黒貝戸遺跡 14.打越遺跡 15.水子大応寺前貝塚 16.大井戸跡遺跡
- 17.東台遺跡 18.鷺森遺跡

第1図 遺跡位置図(1)

第2図 遺跡位置図(2) (1/10,000)



I 発掘調査に至る経過

昭和60年度の調査は、下記の7個所であった。調査面積は1996㎡に及んでいる。

(遺跡名・調査次名)	(所在地)	(調査面積)	(調査期間)
1 西原遺跡第1次調査	上福岡市西原1-1-37	360㎡	4月25日～4月30日
2 権現山遺跡試掘調査(第4次) "	滝1-4-8	430㎡	8月9日～9月9日
3 長宮遺跡第14次調査	" 西原2-5-8	156㎡	9月24日～9月27日
4 " 第15次調査	" 長宮2-2-1	116㎡	10月22日～10月31日
5 鷺森遺跡第2次調査	" 大字駒林字高平1293-5	495㎡	12月18日～12月27日
6 松山遺跡第7次調査	" 築地2-3-19	237㎡	1月13日～1月21日
7 権現山遺跡第5次調査	" 滝1-5-9・10	202㎡	2月10日～2月22日

上記の調査のうち1、3～6は、個人住宅の建設などに伴う、事前の記録保存の調査であった。これらの遺跡発掘調査に至る経過は、庁内関係課との連絡調整をすることで行った。すなわち、農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設部都市建設課から開発事前協議建築確認等の申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会に通知され、教育委員会は再度、遺跡地図と照合のうえ現地調査を実施し、遺跡の状況を確認したうえ、遺跡に影響を及ぼすとみなされる工事主体者(原因者)に連絡し、協議を行った。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者(原因者)から依頼され、教育委員会が発掘調査主体者となって調査を実施することになったものである。

また、上記調査の2は、権現山墳墓群の遺跡の範囲を確認するために行った試掘調査であった。市道202号線は、近い将来、個人住宅建設などに伴う舗装工事、配電管の埋設や取り替えなどが予想されるため、そのための準備としての試掘調査であった。遺構の確認を主たる目的として、遺構が判明した場合、調査せず、埋め戻し、現状保存することを第一の原則として、県文化財保護課の許可を得て実施したものである。

さらに上記調査の7は、隣接場所が、近い将来宅地開発などによって破壊される可能性があるために、権現山第2周溝墓の範囲を確認するために実施したものである。

より、時期不詳の縄文土器片が2点出土していることから、縄文時代のものである可能性が高い。

Ⅲ 長宮遺跡の調査

長宮遺跡は、これまで13次に亘って調査を実施してきた。第1次調査は、市立長宮保育園建設に先立って実施したもので、中世末～近世の遺跡であることが判明した一連の調査の端緒となったものである。その後、個人住宅建設や分譲住宅建設、公共事業の建築に際して、調査を積み重ねてきたものであるが、調査の総面積は60000 m²以上に及んでいる。それ等の位置については、第6図を参照されたい。

長宮遺跡は、地形的にみると標高9～10mの立川段丘面に位置し、北側には小支谷が確認されたので、それが北限と思われるが、南側、西側、東側は、同じような平坦な地形が続くため、その範囲を限定できないでいる。特に南側は、小字名が、松山に変わるので、「松山遺跡」として調査している。

これまでの調査では、第5次調査で、縄文時代前期関山Ⅱ式期の住居跡が、また、第4次調査で古墳時代終末の住居跡が、各々1軒づつ確認され、それ以外は、中世～近世の溝跡、土壇、井戸跡、ピット群等の遺構が確認されている。現在の畑地は、江戸時代にはすでに耕作が始っていたため、非常に手入れが良く、地表面には、土器片が散布していないため、遺跡の範囲については限定して示すことはできない。縄文時代や古墳時代の住居跡も、発掘調査して「突然、発見した」感が強い。したがって、調査前には、予想できないのが現状である。

1. 長宮遺跡第14次の調査

○調査の経過

今回の調査区は、第11次調査区のすぐ南側に隣接する場所である。調査は、昭和60年9月24日に調査区を設定することから開始した。調査区は、北西の土地境界杭を基準にして2mおきに東西に1～10区、南北にA～H区を設定した。

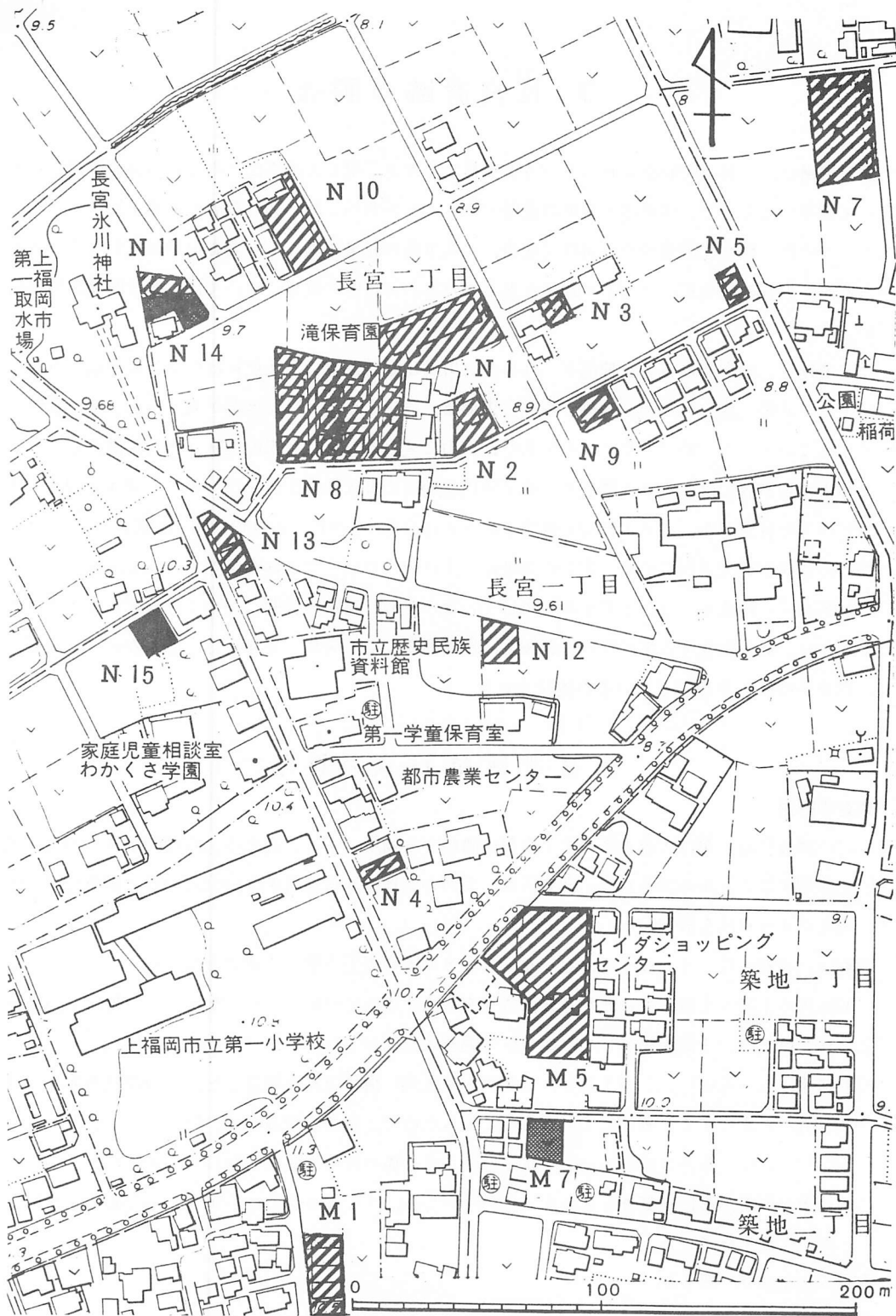
調査は、当初、G-6、G-8、E-6、E-8の区の表土を除去することにした。この地は、かって30cm程の土盛りを行っていたために、表土を除去するのに時間がかかったが、この地区に遺構が確認されないため、土置き場として、他の区へ調査区を延ばした。

その結果、A-6区に、土壇1基と、2区列と4区列に溝状遺構を確認した。この溝状遺構は、第11次の調査のときにすでに確認しているものであったので、全てを調査せず、第7図に示したように2区列のみを幅2m、長さ8mのトレンチ状に拡張して、溝の状態を観察したにとどまった。

その結果、ほぼ、第11次調査とまったく差がないため、すぐ埋め戻しにかかり、昭和60年9月27日にすべての作業を終了した。

○確認された遺構(第7図)

溝状遺構 第11次調査によって確認されたものの続きであり、断面図、平面図については省略した。出土遺物は、3点の常滑系の大甕の破片が確認された。胴部の小破片なので、図示できない。



第6図 長宮遺跡第14次・第15次調査位置図 (1/2500)



第7図 長宮遺跡第11次・第14次調査全測図(1/250)

その他、A-6区において土壌が認められたが、地主により、深さ3m程のイモ穴の倉をつくったことを調査中に聞いていたため、壁の状態が垂直になり、ほぼそれに間違いのないとの判断から、調査途中で、終了した。

2. 長宮遺跡第15次の調査

○調査の経過

今回の調査区の西側には、約15m離れて北西方向に市道245号線がある。この市道245号線は、長宮氷川神社の参道であったものである。この周辺は、長宮千軒町という伝承地に当たっているため、この参道を含め、参道の復元上、重大な地区と考え調査の対象としたものである。

調査は、昭和60年10月22日、調査区を設定することから開始した。



長宮遺跡第14次の調査

- 1 発掘調査風景
- 2 埋め戻し風景



長宮遺跡第15次の調査

- 1 調査区遠景
- 2 調査風景

